

## 町会長に対する感謝状の贈呈に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多年にわたり町内会の会長（以下「町会長」という。）として地域住民の福祉の向上及び地方自治の進展に尽力した者に対する感謝状の贈呈について、必要な事項を定めるものとする。

### (贈呈の基準)

第2条 市長は、昭和59年以降に通算して4年以上にわたり町会長の職にある者に感謝状を贈呈する。

2 前項の規定により感謝状を贈呈された者が、新たに4年以上にわたり町会長の職にあったときは、感謝状を再度贈呈することができる。

### (在職期間の算定)

第3条 町会長としての在職期間は、就任日から起算し、感謝状を贈呈する日の属する年度の3月31日を末日として算定する。

### (記念品)

第4条 市長は、感謝状の贈呈に当たり、記念品を添えることができる。

### (贈呈の時期)

第5条 感謝状の贈呈は、一の年度につき1回行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に行うことができる。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。